

ロシア国民に対するビザ発給要件の緩和

2016年12月16日

- 1 今般のプーチン・ロシア連邦大統領の訪日を機会に発表した、ロシア国民（一般旅券所持者）に対する短期滞在ビザの発給要件緩和措置に関し、平成29年1月1日以降の申請分から運用を開始します。
- 2 運用を開始する具体的な措置の内容は以下のとおりです。
 - (1) 従来発給している商用の方や文化人・知識人に対する短期滞在数次ビザの発給対象者の範囲を拡大することに加え、最長の有効期間を現行の3年から5年に延長します。
 - (2) これまで一次ビザのみであった観光等を目的とする短期滞在ビザについて、新たに数次ビザ（有効期間：3年、滞在期間：最長30日）を導入します。
 - (3) 自己支弁による渡航の場合、短期滞在ビザの身元保証書等の提出書類を省略します。
- 3 今回の緩和措置によって、商用や観光等の目的で訪日するロシア人の利便性向上や訪日リピーターの増加、ひいては日露間の人的交流の一層の活発化に資することが期待されます。

(注) 具体的な申請書類を含む詳細については、追って総領事館HP上で公表します。

内容についてのお問い合わせ先
ハバロフスク総領事館 領事部
TEL：＋7（4212）41－30－48